

# 宮崎県公報

平成30年8月9日(木曜日) 第 3019 号

発 行 **宮 崎 県** 

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

# 目 次

規則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年8月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第55号

#### 訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則(昭和41年宮崎県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>雇用対策法</u>(昭和41年法律第 132号。以下「法」という。)第18条第2号の給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)附則第2項に定める日(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和52年労働省令第30号)附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日)までとする。

(1)~(5) [略]

(6) <u>雇用対策法施行規則</u>(昭和41年労働省令第23号)第1条の 4第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者 (趣旨)

第1条 この規則は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用 の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132 号。以下「法」という。)第18条第2号の給付金の支給に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)附則第2項に定める日(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和52年労働省令第30号)附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日)までとする。

 $(1)\sim(5)$  「略]

(6) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則 (昭和41年労働省令第23号。以下この条において「省令」という。) 第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者

(7)・(8) [略]

(7)・(8) [略]

# 宮崎県公報

(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第 129号) 第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満 の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第 5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能 力を失っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚 姻と同様の事情にある者を含む。)を扶養しているもののうち 当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以 内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者(雇用対 策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(4)に該当するものに 限る。)

(10)~(12) [略]

- (13) <u>雇用対策法施行規則</u>附則第2条第1項第2号に定める者 (14)~(16) 「略]
- 2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者(他の安定した職業に就いているものを除く。)で雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設の行う職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条の短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練を受け、又は県内に所在する公共職業安定所の長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者(以下「支給対象者」という。)が次に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が第2号から第4号までに掲げる給付(雇用対策法施行規則第2条第2項第1号から第8号の4までのいずれかに該当する者以外の者にあっては、第1号に掲げる給付を含む。)の支給を受けることができる場合であって、その受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

 $(1)\sim(4)$  [略]

4 [略]

別表(第3条関係)

1 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。) <u>の和が0.08以下</u>のもの

2~17 「略]

(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第 129号) 第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満 の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第 5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能 力を失っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚 姻と同様の事情にある者を含む。)を扶養しているもののうち 当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以 内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者(<u>省令</u>第 1条の4第1項第7号イ(4)に該当するものに限る。)

(10)~(12) [略]

(13) 省令附則第2条第1項第2号に定める者

(14)~(16) [略]

- 2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者(他の安定した職業に就いているものを除く。)で<u>省令</u>第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設の行う職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条の短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練を受け、又は県内に所在する公共職業安定所の長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者(以下「支給対象者」という。)が次に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が第2号から第4号までに掲げる給付(<u>省令</u>第2条第2項第1号から第8号の4までのいずれかに該当する者以外の者にあっては、第1号に掲げる給付を含む。)の支給を受けることができる場合であって、その受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)~(4) [略]

4 [略]

別表(第3条関係)

1 <u>視力の良い方の眼</u>の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。)が0.07以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

2~17 [略]

別記様式第1号(表)中「1<sub>ヶ</sub>月間」を「1 か月間」に改め、同様式(裏)中「1<sub>ヶ</sub>月定期」を「1 か月定期」に、「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に、「1<sub>ヶ</sub>月」を「1 か月」に 改める。

別記様式第2号(表)中「 $1_{\tau}$ 月間」を「1か月間」に改め、同様式(裏)中「 $1_{\tau}$ 月定期」を「1か月定期」に、「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に、「 $1_{\tau}$ 月」を「1か月」に 改める。

別記様式第3号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第6号中「平成

年

月

日」を「

年 月 日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則別表の規定は、平成30年7月1日から適用する。 (用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の訓練手当支給規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告示

#### 宮崎県告示第 663号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年8月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
医療法人社	医療法人社団城山病院		船引 238	

2 救急病院等の認定の有効期間 平成30年8月4日から平成33年8月3日まで

#### 宮崎県告示第 664号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療 を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年8月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
こころ薬局島之内	宮崎市	薬局	平成30年 8月1日

### 宮崎県告示第 665号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療 を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年8月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
訪問看護ステーションお うち生活応援団	えびの市	訪問看護	平成30年 8月1日

#### 宮崎県告示第 666号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年8月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂日向線	日向市大字 財光寺字菰 無田3388番 4から同市 同大字字木 原3445番20 まで	新	7. 3~ 33. 3 18. 9~ 36. 7	530. 1 530. 1

#### 宮崎県告示第 667号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年8月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	日夕 6白 万	E7	HH	44 四月日 かっ 押口
番号	種	類	路線名	区	間	供用開始の期日
226	県道	道	土々呂	日向	市大字	平成30年8月9日
			日向線	財光	寺字菰	
				無田	3388番	
				4か	ら同市	
				同大	字字木	
				原34	45番20	
				まで		

#### 宮崎県告示第 668号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年8月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	か	路線名	区	間	供用開始の期日
番号	種	類				
443	県道	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	仏坂大 堂津線	萩之禄 平原 地先 市同	市大字 第51番 851番 から同 の番3 まで	平成30年8月10日

# 宮崎県告示第 669号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年8月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

		宮崎県知事	河 野 僾 嗣
市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の渓流番号又は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
椎葉村	上福良谷川	09-430-1-007	土 石 流
	松木谷川-	09- 430-1- 015	土 石 流
	上福良谷川	09-430-2-013	土 石 流
	萱野原川右 支川-新①	09-430-2-025 -新①	土 石 流
	船の谷川-新①	09-430-2-027 -新①	土 石 流
	船の谷川-新②	09-430-2-027 -新②	土 石 流
	松木谷川1	09 - 430 - 2 - 029	土 石 流
	松木谷川2	09-430-2-030	土 石 流
	松木谷川3	09-430-2-031	土 石 流
	松木	I - 1 - 1414	急傾斜地の崩壊
	松木-1	II - 1 - 7186	急傾斜地の崩壊
	茅野 - 1	II - 1 - 7221	急傾斜地の崩壊
	茅野 - 2	II - 1 - 7222	急傾斜地の崩壊
	尾 手 野	II - 1 - 7223	急傾斜地の崩壊
	尾手野-新①	Ⅱ − 1 −7223−新①	急傾斜地の崩壊
	尾手野-新②	Ⅱ-1-7223-新②	急傾斜地の崩壊
	尾手野-新	Ⅱ-1-7223-新③	急傾斜地の崩壊

ł				
	尾手野-新 ④	Ⅱ-1-7223-新④	急傾斜地の崩壊	
	尾手野-新	Ⅱ − 1 −7223−新⑤	急傾斜地の崩壊	
	尾手野-新	Ⅱ-1-7223-新⑥	急傾斜地の崩壊	
	神興 - 1	II - 1 - 7224	急傾斜地の崩壊	
	神興-1-新①	Ⅱ-1-7224-新①	急傾斜地の崩壊	
	神興 - 2	II - 1 - 7225	急傾斜地の崩壊	
	神興-2-新①	Ⅱ-1-7225-新①	急傾斜地の崩壊	
	神興 - 3	II - 1 - 7226	急傾斜地の崩壊	
	神興-3-新①	Ⅱ-1-7226-新①	急傾斜地の崩壊	
	神興-3-新②	Ⅱ-1-7226-新②	急傾斜地の崩壊	
	上福良-2	II - 1 - 7236	急傾斜地の崩壊	
	上福良-2 -新①	Ⅱ-1-7236-新①	急傾斜地の崩壊	
	上福良-2 -新②	Ⅱ-1-7236-新②	急傾斜地の崩壊	
	滝−1−新 ①	Ⅱ-1-7237-新①	急傾斜地の崩壊	
	滝 - 2	II - 1 - 7238	急傾斜地の崩壊	
	春山 - 2	II - 1 - 7239	急傾斜地の崩壊	
	下の平-1	II - 1 - 7240	急傾斜地の崩壊	
	下の平-1 -新①	Ⅱ-1-7240-新①	急傾斜地の崩壊	
	上の平-1	II - 1 - 7242	急傾斜地の崩壊	
	上の平-1 -新①	Ⅱ - 1 - 7242 - 新①	急傾斜地の崩壊	
	上の平-2	II - 1 - 7243	急傾斜地の崩壊	

				Г
	松木-2	II - 1 - 7244	急傾斜地の崩壊	
	松木 - 3	II - 1 - 7245	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 670号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な事項については、次の図のとおりとする。

平成30年8月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	原因となる自然
椎葉村	上福良谷川	09 - 430 - 1 - 007	土 石 流
	松木谷川-	09- 430-1- 015	土 石 流
	上福良谷川	09-430-2-013	土 石 流
	萱野原川右 支川-新①	09- 430-2- 025 -新①	土 石 流
	船の谷川-新①	09- 430-2- 027 -新①	土 石 流
	船の谷川- 新②	09- 430-2- 027 -新②	土 石 流
	松木谷川1	09 - 430 - 2 - 029	土 石 流
	松木谷川2	09-430-2-030	土 石 流
	松木谷川3	09-430-2-031	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

# 公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、三原尾野土地改良区(高千穂町)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成30年8月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した清算人

	氏	名		住 所
興	梠	勝	明	西臼杵郡高千穂町大字押方2962番地
佐	藤	秀	喜	西臼杵郡高千穂町大字押方2959番地
興	梠	常	行	西臼杵郡高千穂町大字押方2954番地
佐	藤		厚	西臼杵郡高千穂町大字押方2966番地
佐	藤	宜	義	西臼杵郡高千穂町大字押方2843番地

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により 許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成30年8月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び名称		
日南市大字星倉字渡瀬4620番 1、4621番1、4622番1、 4622番2、4623番1、4623番 2、4624番1、4624番2	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃		

# 海区漁業調整委員会指示

#### 宮崎海区漁業調整委員会指示第 122号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成30年8月9日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽宮崎県串間市地先海面の養殖場の区第21号(管理番号:21-1、21-2号)の区域において、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する

## 1 禁止区域

- (1) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた串間市大字南方ビンダレ島地先の 区第21号(管理番号21-1 A、21-1 B号)の区域
  - ア 基点第 149号から 147度22分 1,146メートルの点
  - イ 基点第 149号から 176度17分 1,532メートルの点
  - ウ 基点第 149号から 190度29分 1,245メートルの点
  - エ 基点第 149号から 199度 3 分 1,356メートルの点
  - オ 基点第 149号から 215度 9分 1,229メートルの点
  - カ 基点第 149号から 203度13分 345メートルの点 基点第 149号の位置は次のとおり

基点第 149号 串間市大字南方金谷に設置した標柱(日本測地系:北緯31度26分20.771秒,東経 131度13分 1.956秒、世界測地系:北緯31度26分33.440秒,東経 131度12分53.570秒)

(2) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線

	平成 30 年 8 月 9 日 (木曜日)	第 3019 号	宮	崎	県	公	報		
2	平成 30 年 8 月 9 日 (木曜日) で結んだ線によって囲まれた串間市で区第21号(管理番号:21-2号)の「ア基点第 150号から 272度 7分ける 基点第 150号から 255度 7分ける 基点第 150号から 250度30分ける 基点第 150号から 250度30分ける 基点第 150号から 255度 7分基点第 150号の位置は次のとおり基点第 150号 申間市大字崎田防御測地系:北緯31度24分50.0828秒、世界測地系:北緯31度14分20.940秒) 禁止期間 平成30年9月1日から平成35年8月3	大字南方ビンダレ島沖合の 区域 2,540メートルの点 3,494メートルの点 2,937メートルの点 1,999メートルの点 2,115メートルの点 1,912メートルの点 は、1,912メートルの点 は、2,115メートルの点 1,912メートルの点 は、2,115メートルの点 1,912メートルの点 は、2,115メートルの点 1,912メートルの点	宮	崎	県	<u>公</u>	報		